

厚生労働省山口労働局発表
平成 29 年 10 月 30 日 (月)

| | | |
|--------|-------------------|----------------|
| 担 当 | 厚生労働省 山口労働局 職業対策課 | |
| | 職業対策課長 | 内藤 博之 |
| | 高齢者対策担当官 | 池田 一美 |
| | 電 話 | (083) 995-0383 |

平成29年「高年齢者の雇用状況」集計結果

- ◎高年齢者雇用確保措置の実施済企業の割合は、
99.9%(1,620 社)(対前年差 0.1ポイント増)
未実施である企業の割合は 0.1%(2社)(同 0.1ポイント減)
- ◎「65 歳定年」は 17.9%(0.2 ポイント増)、「定年制の廃止」は 3.0%(同 0.4 ポイント減)
- ◎法定義務を超える「66 歳以上定年」は 1.7%(同 0.5 ポイント増)
「66 歳以上希望者全員の継続雇用制度」は 7.6%(同 0.5 ポイント増)
- ◎「70 歳以上まで働ける企業」は 27.9%(同 1.7 ポイント増)

山口労働局では、高年齢者を 65 歳まで雇用するための高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施状況など、山口県内の企業における平成 29 年「高年齢者の雇用状況」（6 月 1 日現在）の集計結果をまとめましたので、公表します。

高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では 65 歳までの安定した雇用を確保するため、①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入、のいずれかの措置（雇用確保措置）を講じるよう企業に義務付け、毎年 6 月 1 日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員 31 人以上の企業 1,622 社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員 31 人～300 人規模を「中小企業」（1,504 社）、301 人以上規模を「大企業」（118 社）としています。

今後は、高年齢者の就労を促進するため、再就職支援を進めるとともに、企業の自発的な動きが広がるよう、65 歳以降の継続雇用延長や 65 歳までの定年延長を行う企業に対する支援を実施し、企業への働きかけを行います。

また、雇用確保措置を実施していない企業に対して、山口労働局、ハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を実施していきます。

【集計結果の主なポイント】

1 定年制の廃止及び65歳以上定年企業の状況

定年制の廃止及び65歳以上定年企業は計367社（対前年差2社増）、割合は22.6%
（同0.3ポイント増）

このうち、①定年制の廃止企業は49社（同6社減）、割合は3.0%（同0.4ポイント減）

②65歳以上定年企業は318社（同8社増）、割合は19.6%（同0.7ポイント増）

【定年制の廃止企業】

- ・ 中小企業では49社（同6社減）、割合は3.3%（同0.3ポイント減）
- ・ 大企業では0社（同変動なし）

【65歳以上定年企業】

企業規模別に見ると

- ・ 中小企業では309社（同6社増）、割合は20.5%（同0.7ポイント増）
- ・ 大企業では9社（同2社増）、割合は7.6%（同1.2ポイント増）

また、定年年齢別に見ると

- ・ 65歳定年企業は290社（同変動なし）、割合は17.9%（同0.2ポイント増）
- ・ 66歳以上定年企業は28社（同8社増）、割合は1.7%（同0.5ポイント増）

2 希望者全員66歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況

希望者全員が66歳以上まで働ける継続雇用制度（※）を導入している企業は124社
（同8社増）、割合は7.6%（同0.5ポイント増）

- ・ 中小企業では119社（同5社増）、割合は7.9%（同0.4ポイント増）
- ・ 大企業では5社（同3社増）、割合は4.2%（同2.4ポイント増）

※ 継続雇用制度とは、改正高年齢者雇用安定法（平成24年度改正）により事業主に対し義務付けられた制度のことで、65歳未満の定年を定めている事業主は、希望者全員に対し65歳まで雇用の確保をしなければならない。

3 70歳以上まで働ける企業の状況

70歳以上まで働ける企業は452社（同23社増）、割合は27.9%（同1.7ポイント増）

- ・ 中小企業では423社（同14社増）、割合は28.1%（同1.3ポイント増）
- ・ 大企業では29社（同9社増）、割合は24.6%（同6.3ポイント増）

1 雇用確保措置の実施状況

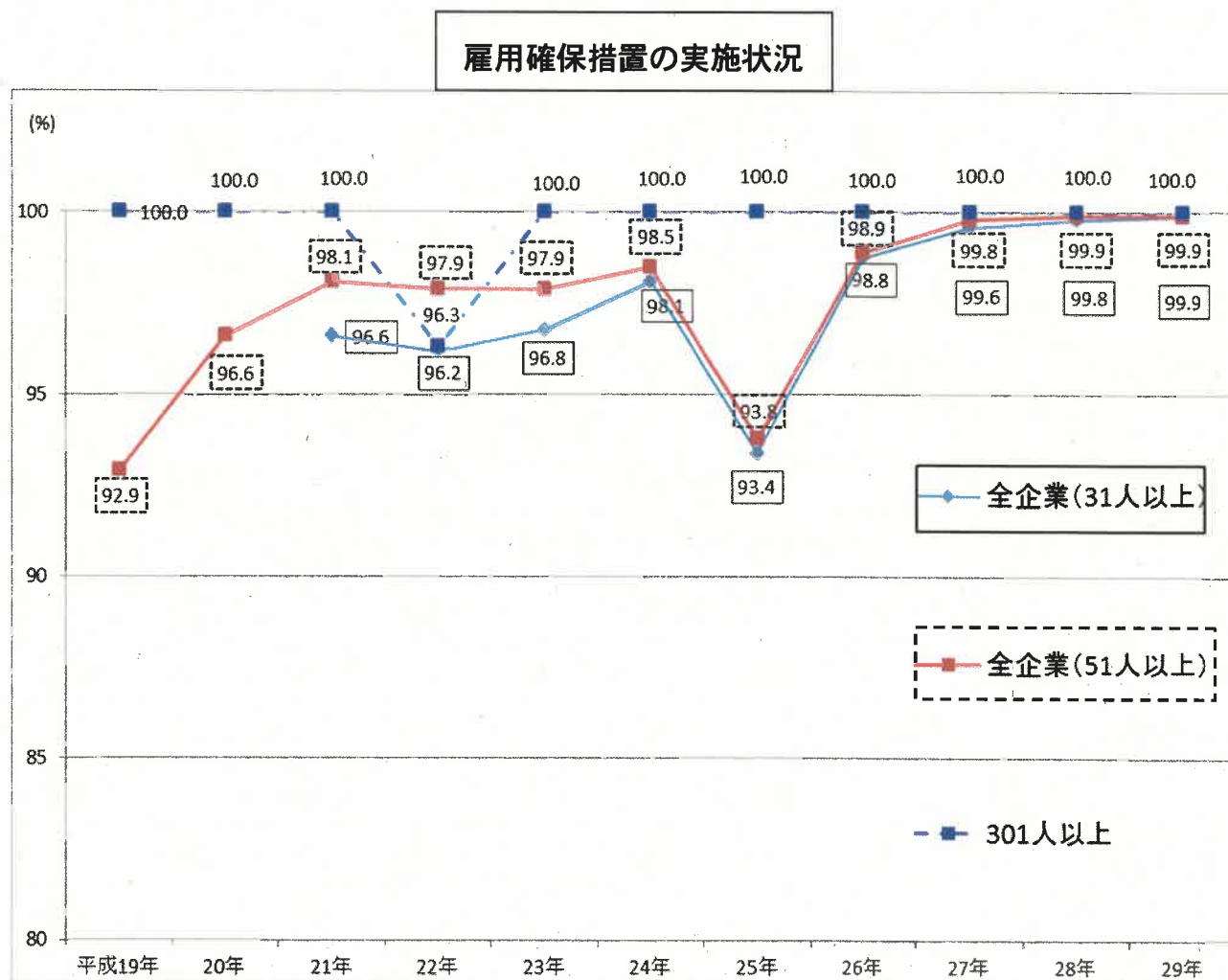
(1) 全体の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合は99.9%(1,620社)(対前年差0.1ポイント増)、51人以上規模の企業で99.9%(999社)(同変動なし)となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.1%(2社)(同0.1ポイント減)、51人以上規模企業で0.1%(1社)(同変動なし)となっている。

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では100.0%(118社)(同変動なし)、中小企業では99.9%(1,502社)(同0.1ポイント増)となっている。



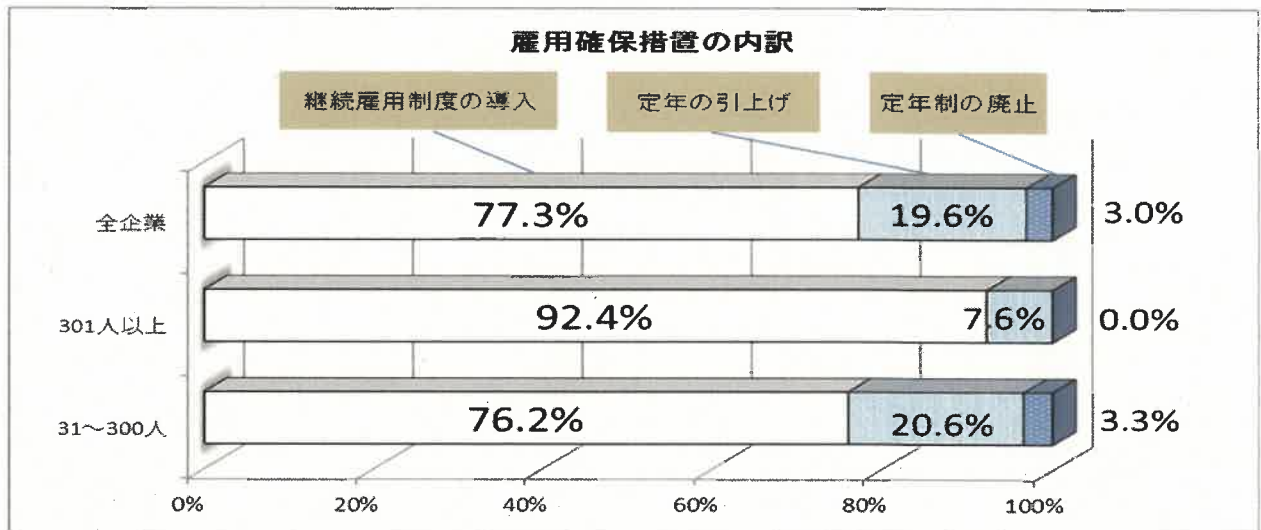
※ 平成25年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組の廃止)があったため、平成24年度と25年度の数値は単純比較できない。

(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 49 社(同6社減)、割合は 3.0%(同 0.4 ポイント減)
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 318 社(同8社増)、割合は 19.6%(同 0.6 ポイント増)
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 1,253 社(同 15 社減)、割合は 77.3%(同 0.3 ポイント減)

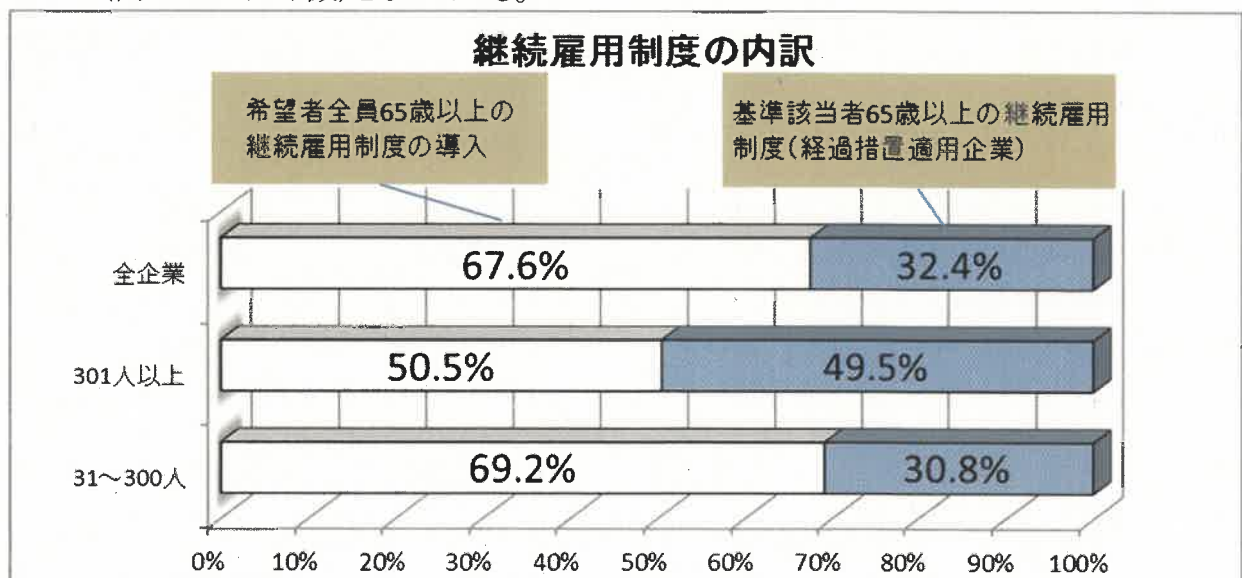
となっており、定年制度(①、②)により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度(③)により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。



(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業 1,253 社のうち、

- ① 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 847 社(同 8 社増)、割合は 67.6%(同 1.4 ポイント増)
- ② 継続雇用制度に係る経過措置(※)適用企業は 406 社(同 23 社減)、割合は 32.4%(同 1.4 ポイント減)となっている。



※経過措置とは

改正高年齢者雇用安定法では、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、継続雇用制度の対象者を限定する基準を年金支給開始年齢以上の者について定めることを認めており、これを経過措置といいます。

なお、経過措置の適用を受けることのできる事業主は、平成25年3月31日までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主に限られます。

(5) 継続雇用先の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業 1,253 社の継続雇用先について、自社のみである企業は 1,204 社 (同 17 社減)、割合は 96.1% (同 0.2 ポイント減)、自社以外の継続雇用先 (親会社・子会社、関連会社等) のある企業は 49 社 (同 2 社増)、割合は 3.9% (同 0.2 ポイント増) となっている。

2 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の状況

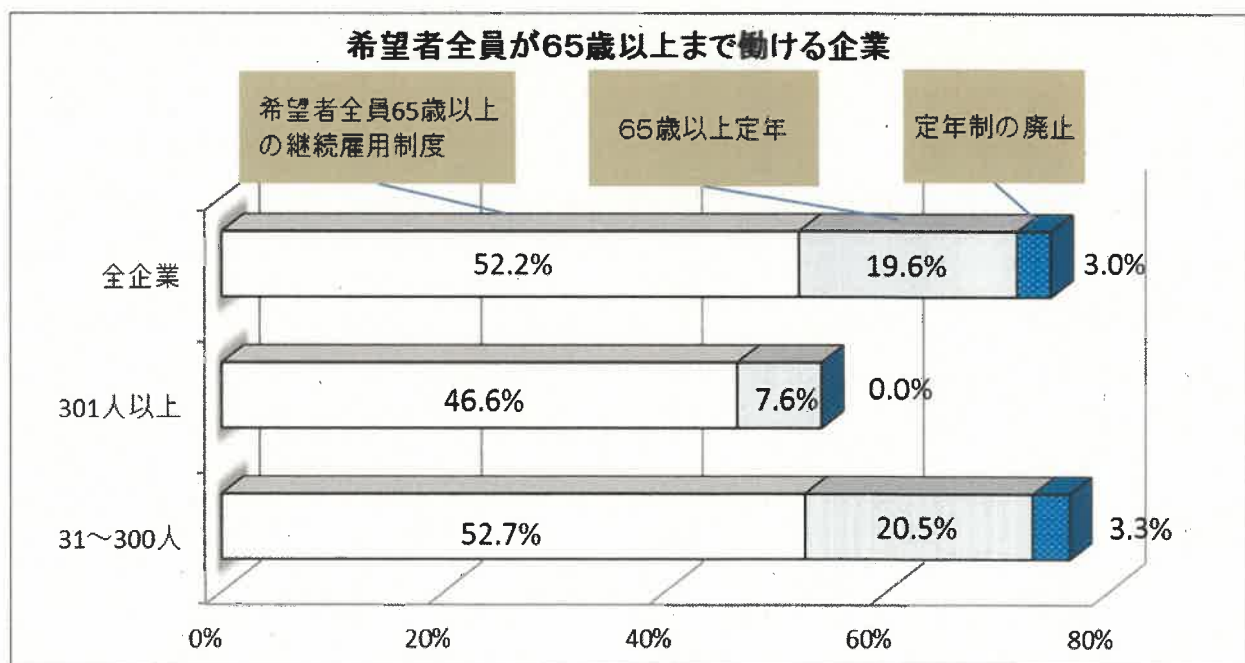
希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業は 1,214 社 (同 10 社増)、割合は 74.8% (同 1.2 ポイント増) となっている。

企業規模別に見ると、

① 中小企業では 1,150 社 (同 4 社増)、割合は 76.5% (同 1.5 ポイント増)

② 大企業では 64 社 (同 6 社増)、割合は 54.2% (同 1.0 ポイント増)

となっており、中小企業での取組が進んでいる。



(2) 定年制の廃止及び65歳以上定年企業の状況

① 定年制を廃止している企業は、49社(同6社減)、割合は3.0%
(同0.4ポイント減)となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では49社(同6社減)、割合は3.3%(同0.3ポイント減)

イ 大企業では0社となっている。

② 65歳以上定年企業は、318社(同8社増)、割合は19.6%(同0.7ポイント増)
となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では309社(同6社増)、割合は20.5%(同0.7ポイント増)

イ 大企業では9社(同2社増)、割合は7.6%(同1.2ポイント増)

となっている。

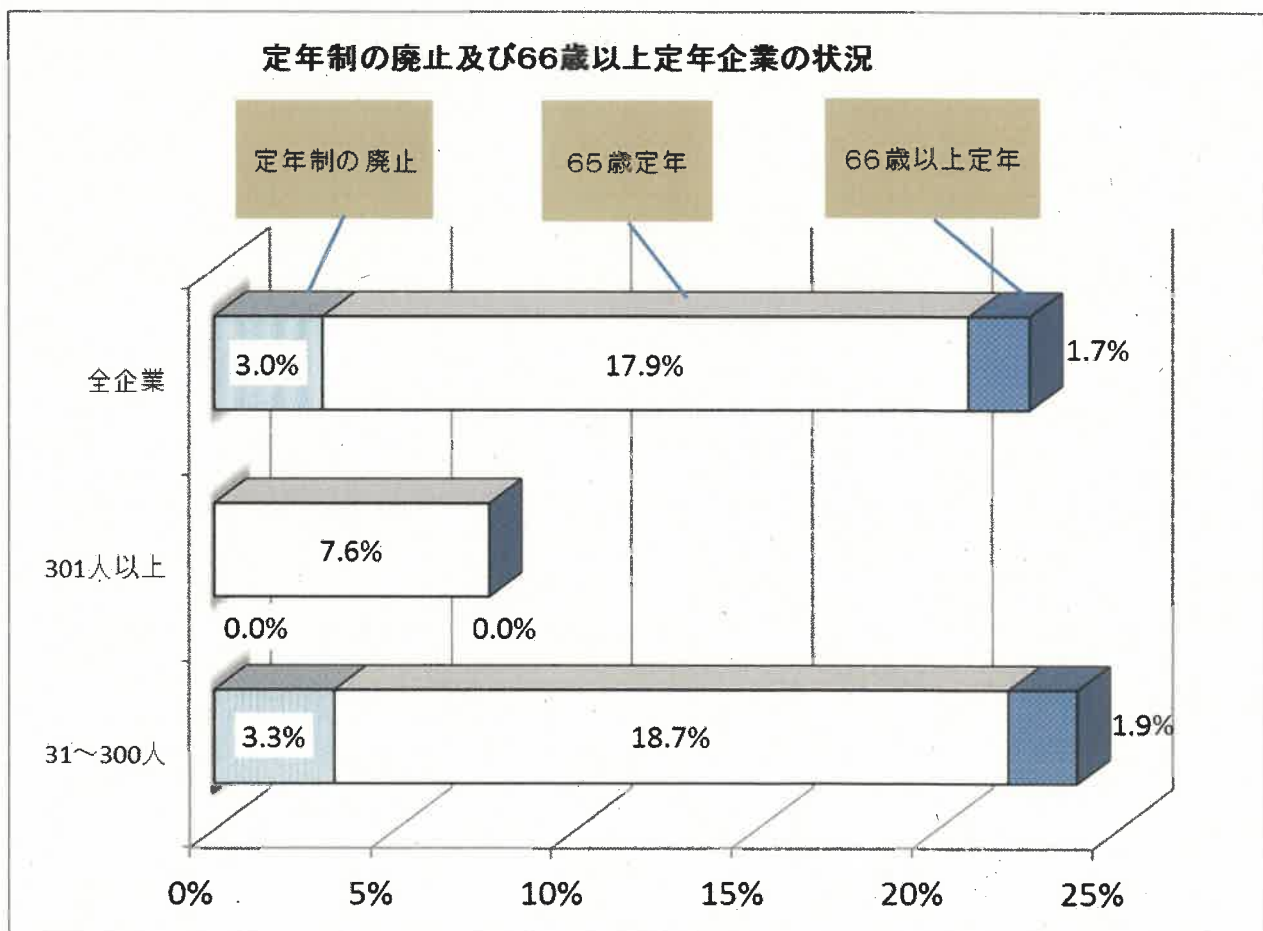
また、定年年齢別に見ると、

ア 65歳定年の企業は290社(同変動なし)、割合は17.9%(同0.2ポイント増)

イ 66～69歳定年の企業は12社(同10社増)、割合は0.7%(同0.6ポイント増)

ウ 70歳以上定年の企業は16社(同2社減)、割合は1.0%(同0.1ポイント減)

となっている。



(3) 希望者全員 66 歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況

希望者全員が 66 歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は、124 社 (同8社増)、割合は 7.6% (同 0.5 ポイント増) となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では 119 社 (同5社増)、割合は 7.9% (同 0.4 ポイント増)
- ② 大企業では 5 社 (同3社増)、4.2% (同 2.4 ポイント増)

となっている。

また、継続雇用の上限年齢別に見ると、

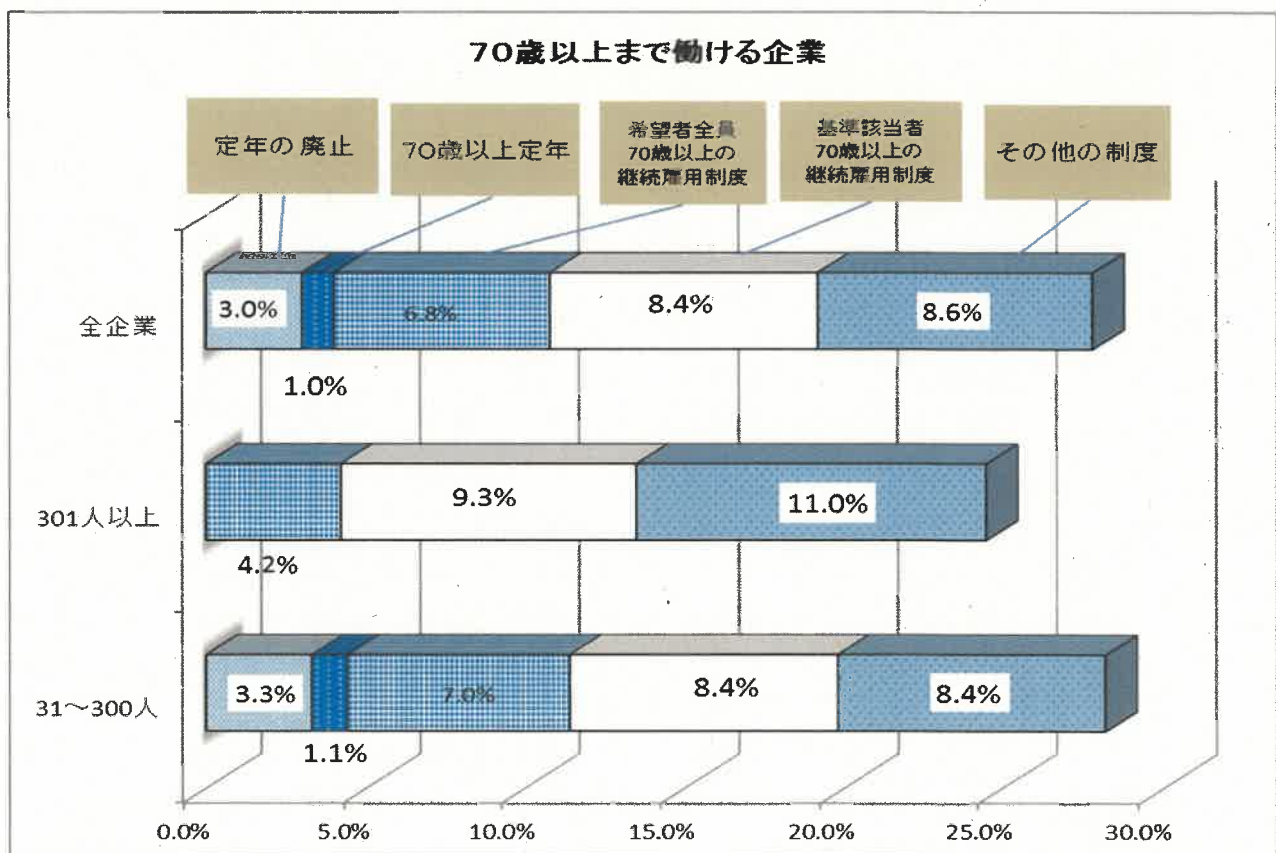
- ① 上限年齢 66～69 歳は 9 社 (同4社増)、割合は 0.6% (同 0.3 ポイント増)
 - ② 上限年齢 70 歳以上は 115 社 (同4社増)、割合は 7.1% (同 0.3 ポイント増)
- となっている。

(4) 70 歳以上まで働ける企業の状況

70 歳以上まで働ける企業は、452 社 (同 23 社増)、割合は 27.9% (同 1.7 ポイント増)

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では 423 社 (同 14 社増)、割合は 28.1% (同 1.3 ポイント増)
 - ② 大企業では 29 社 (同 9 社増)、割合は 24.6% (同 6.3 ポイント増)
- となっている。

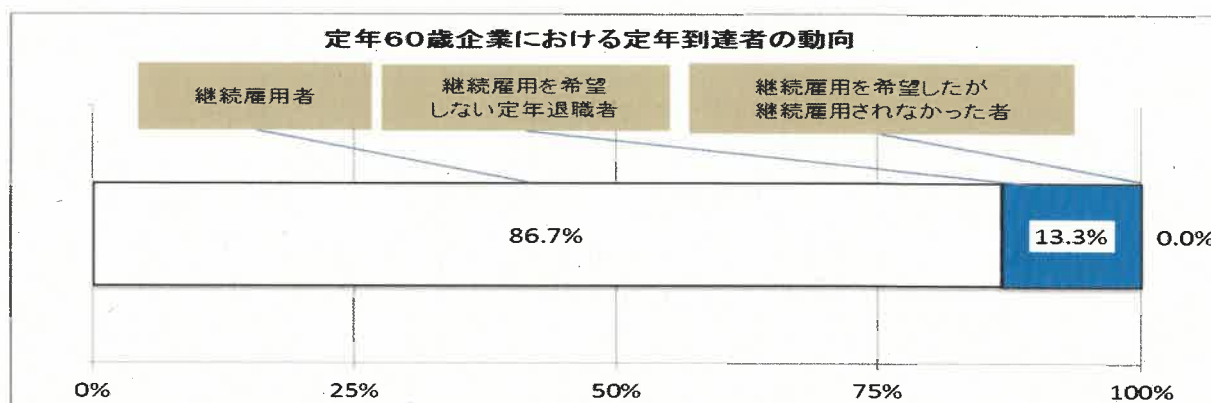


3 定年到達者等の動向について

(1) 定年到達者の動向

過去1年間(平成28年6月1日から平成29年5月31日)の60歳定年企業における定年到達者2,902人のうち、

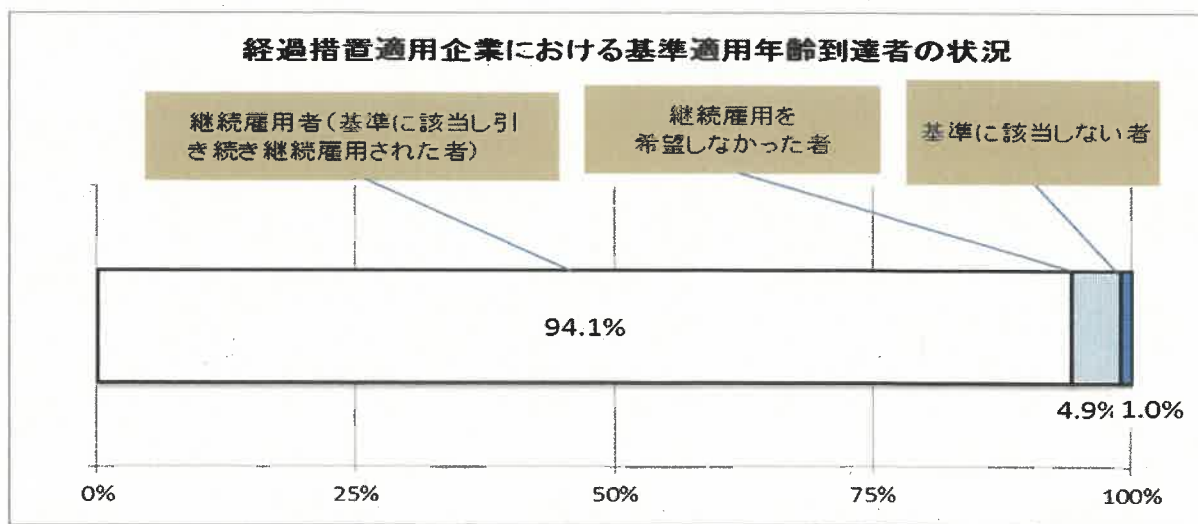
- ① 継続雇用された者は2,516人(86.7%) (うち子会社・関連会社等での継続雇用者は55人)
- ② 継続雇用を希望しない定年退職者は386人(13.3%)
- ③ 継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は0人となっている。



(2) 経過措置(継続雇用制度の対象者を限定する基準)の適用状況

平成28年6月1日から平成29年5月31日までの間に、継続雇用制度の対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(62歳)に到達した者490人のうち、

- ① 基準に該当し引き続き継続雇用された者は461人(94.1%)
- ② 継続雇用の更新を希望しなかった者は24人(4.9%)
- ③ 継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は5人(1.0%)となっている。



4 高齢労働者の状況

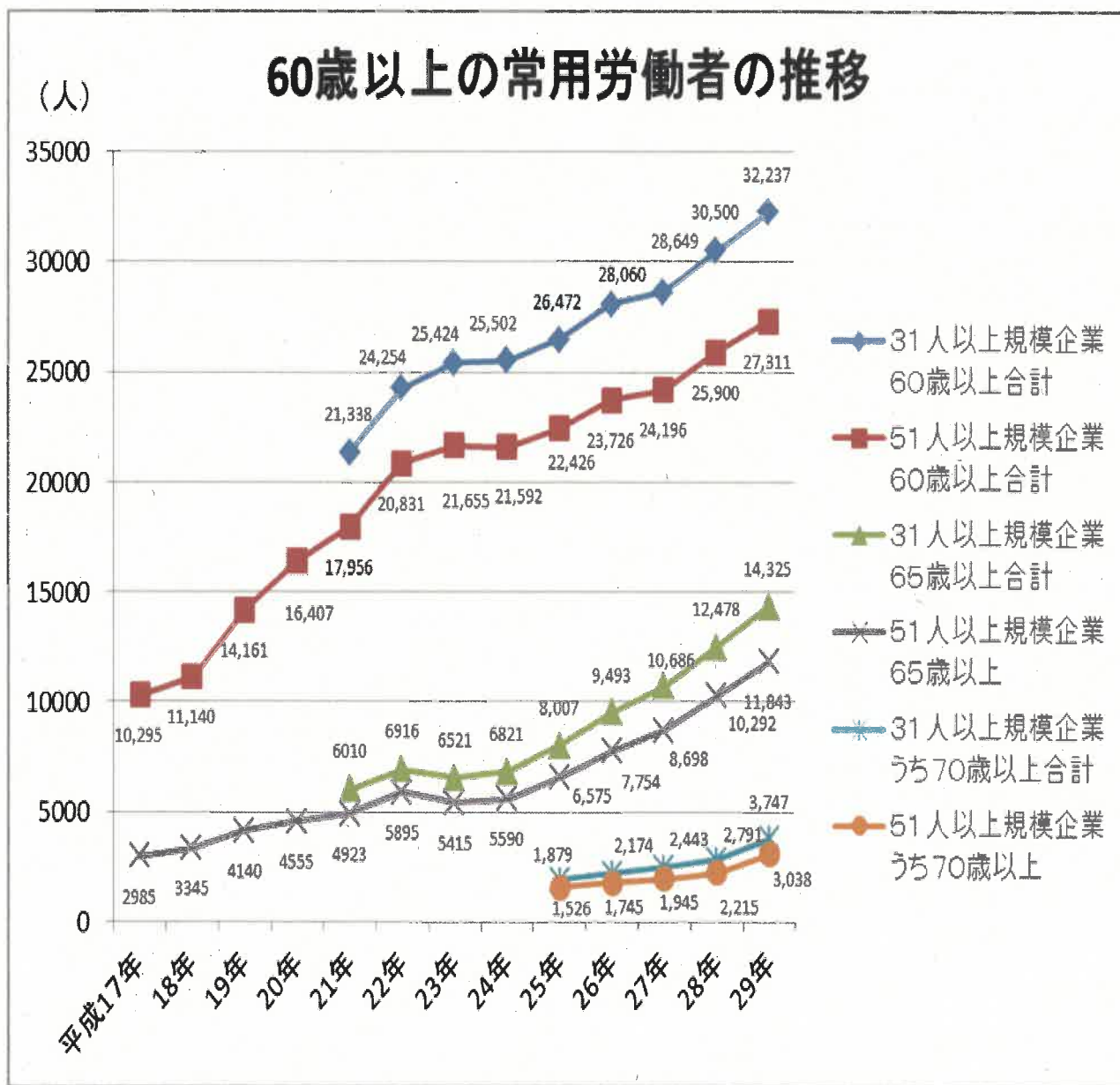
(1) 年齢階層別の常用労働者数について

31人以上規模企業における常用労働者数(232,131人)のうち、60歳以上の常用労働者数は32,237人で13.9%を占めている。年齢階層別に見ると、60～64歳が17,912人、65～69歳が10,578人、70歳以上が3,747人となっている。

(2) 雇用確保措置の義務化後の高齢労働者の推移

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は27,311人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、17,016人増加している。

31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数を、平成21年と比較すると、10,899人増加している。



5 今後の取組

(1) 生涯現役社会の実現に向けた取組

高年齢者雇用の必要性や重要性を広く周知し、地域全体で高年齢者雇用に関する機運の醸成を図る。

その上で、高年齢者の就労を促進するため、再就職支援を進めるとともに、企業の自発的な動きが広がるよう、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等に対する支援を実施し、企業への働きかけを行う。

具体的には、

- ① ハローワーク下関に、生涯現役支援窓口を設置し、担当者制等きめ細やかな再就職支援を行っており、今年度からは、特に65歳以上の求職者の支援に取り組んでいる。
- ② 55歳以上の求職者を対象とした高齢者スキルアップ・就職促進事業により、技能講習と再就職支援を一体化したプログラムを実施し、再就職の促進を行っている。
(県下21会場 受講者目標280人)
- ③ 下関市と共催により、高年齢者に特化した「アクティブシニア合同面接会」及び「アクティブシニア・セカンドライフ応援セミナー」を年2回実施している。
- ④ 企業の支援について、「65歳超雇用推進助成金」の活用促進及び「65歳超雇用支援マニュアル」により、定年の引き上げや、定年制の廃止を働きかける。

(2) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である30人以下規模企業に対して、ハローワーク窓口における求人受理時及び企業訪問により個別指導を強力的に実施していく。

平成29年「高年齢者の雇用状況」集計結果の概要

高年齢者雇用確保措置の内訳

〈集計対象〉

山口県内の常時雇用する労働者が31人以上の企業1,622社

※うち、雇用確保措置の実施企業 1,620社 (99.9%)

継続雇用制度の導入

1,253社

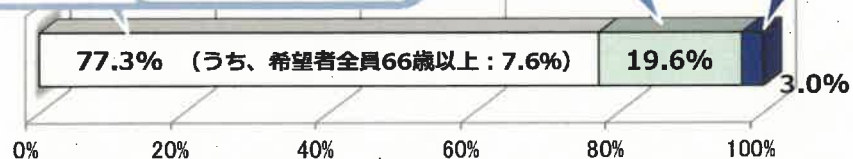
うち、希望者全員66歳以上 124社→③

定年の引上げ

318社→②

定年制の廃止

49社→①

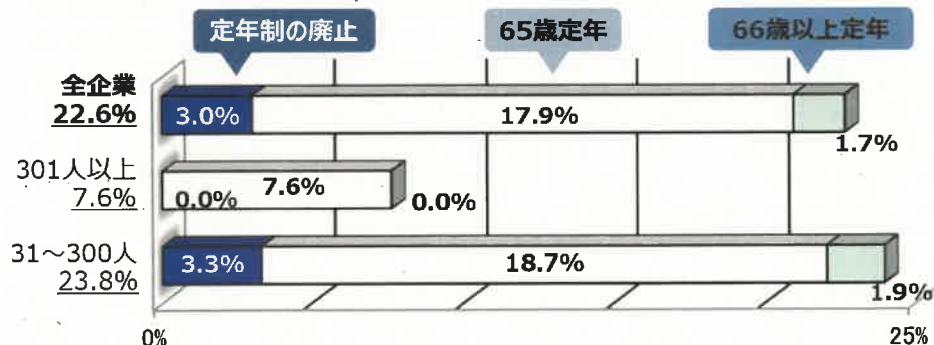


① 定年制の廃止の状況

② 65歳以上定年の企業の状況

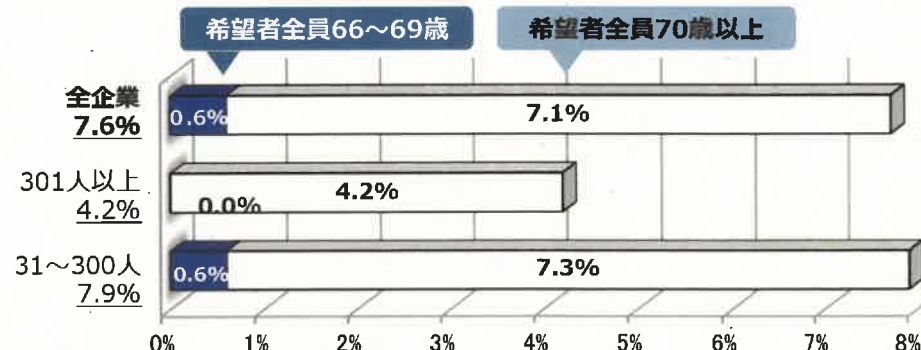
定年制の廃止および65歳以上定年企業は、22.6% (0.3ポイント増加)、大企業7.6%、中小企業23.8%

- ① 定年制の廃止企業は、3.0% (0.4ポイント減少)
- ② 65歳定年企業は、17.9% (0.2ポイント増加)
- 66歳以上定年企業は、1.7% (0.5ポイント増加)



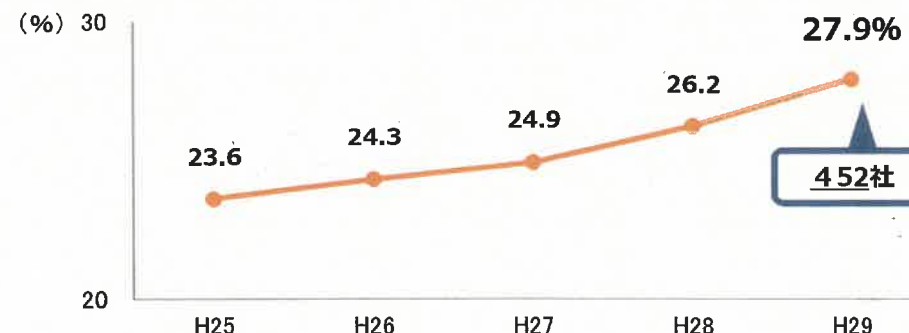
③ 希望者全員66歳以上の継続雇用制度導入企業の状況

希望者全員が66歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は、7.6% (0.5ポイント増加)、大企業4.2%、中小企業7.9%



④ 70歳以上まで働ける企業の状況

70歳以上まで働ける企業は27.9% (1.7ポイント増加)



(注) 構成割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しない。